

総務常任委員会行政視察報告書

平成 29 年 8 月 8 日（火）から 10 日（木）までの 3 日間、総務常任委員会の行政視察のため、福岡県久留米市及び宗像市並びに山口県下関市に出張しましたが、その内容について下記のとおり報告いたします。

平成 29 年 9 月 1 日

喜多方市議会議長 佐 藤 一 栄 様

総務常任委員長 渡 部 信 夫

記

1 視察日時及び視察先

- (1) 8 月 8 日（火） 14：25 ～ 16：25 福岡県久留米市役所
- (2) 8 月 9 日（水） 13：00 ～ 14：55 山口県下関市役所
- (3) 8 月 10 日（木） 9：25 ～ 11：00 福岡県宗像市役所

2 行政視察出席者

9 名（委員 8 名、随員 1 名）※五十嵐吉也 委員（欠席）

渡 部 信 夫 委員長	佐 藤 忠 孝 副委員長
小 林 時 夫 委 員	長 澤 勝 幸 委 員
田 中 雅 人 委 員	齋 藤 勘一郎 委 員
佐 原 正 秀 委 員	佐 藤 一 栄 委 員

随員（書記） 遠藤 寛之

3 行政視察テーマ

- (1) 地域コミュニティとまちづくりについて（福岡県久留米市）
- (2) 住民自治によるまちづくりについて（山口県下関市）
- (3) 地域コミュニティづくりについて（福岡県宗像市）

その他、詳細につきましては、資料のとおりです。

以上、報告いたします。

福岡県久留米市行政視察記録

1 視察日時・場所

平成 29 年 8 月 8 日（火） 午後 2 時 25 分～午後 4 時 25 分まで
久留米市役所本庁舎 19 階 議運・特別委員会室

2 応対者

久留米市議会事務局	議事調査課	課長	本松 寿史 氏
〃	議事調査課		平田 妃奈 氏
久留米市協働推進部	地域コミュニティ課	課長	古賀 浩樹 氏
〃		事務主査	中山 雅代 氏

3 視察項目（事前質問） 「地域コミュニティとまちづくりについて」

- (1) 地域コミュニティとまちづくりの取組概要について
- (2) 地区公民館等から校区コミュニティへの組織形態の移行に係る経緯・経過等について
- (3) 自治会、市民活動団体（NPO等）並びに校区コミュニティ組織のそれぞれの役割及び連携体制について
- (4) 校区コミュニティ組織の特色ある取組事例について
- (5) まちづくり連絡協議会及びコミュニティ審議会の取組概要について
- (6) 地域コミュニティ及びまちづくりの推進に関する貴市の財政支援及び人的支援について

4 視察記録

- | | | | |
|------------------------|---------|--------|--------------|
| (1) 久留米市議会事務局 | 平田 妃奈 氏 | （司 会） | ／14：25～ |
| (2) 〃 | 本松 寿史 氏 | （あいさつ） | ／14：25～ |
| (3) 喜多方市議会総務常任委員長 | 渡部 信夫 | （あいさつ） | ／14：28～ |
| (4) 久留米市地域コミュニティ課 | 古賀 浩樹 氏 | （講 師） | |
| ア 地域コミュニティとまちづくりについて | | | ／14：30～15：25 |
| イ セーフコミュニティの取組み（DVD視聴） | | | ／15：25～15：35 |
| (5) 質疑応答 | | | ／15：35～16：25 |
| (6) 当市議会総務常任副委員長 | 佐藤 忠孝 | （御 礼） | ／16：25 |

【研修資料目次：地域コミュニティとまちづくりについて】

資料・組織紹介（P1～P3）

- 1 地域コミュニティづくり（P4～P9）
- 2 行政とコミュニティのかかわり方（P10～P12）
- 3 校区コミュニティ制度（P13～P24）
- 4 地域の特色ある取り組み（P25～P35）
- 5 地域コミュニティ組織への市の主な支援（P36～P40）
- 6 地域コミュニティの現状・課題と今後の考え方（P41～P45）

資料・組織の紹介

資料表紙のタイトルで、～みんなで取り組む安全安心まちづくり～、「セーフコミュニティ国際認証都市 久留米市」ということで掲載されているが、これは久留米市が校区内のコミュニティと連携しながらセーフコミュニティという国際認証の取組をしていることから掲載した。

本日の説明させていただくのは協働推進部地域コミュニティ課となるが、平成 23 年 4 月に市民との協働を推進するとともに、組織横断的な課題へ効果的な対応をし、地域コミュニティの窓口となるため新設された。※コミュニティ課の所掌事務については、読み上げのため省略

1 地域コミュニティづくり

初めに資料に記載されている地域コミュニティについてであるが、考え方はいろいろあると思うが、当市における地域コミュニティの考え方は、地縁による団体であるということ、自発的・自然発生的に生まれた地域共同体であるということ、自治による組織ということで捉えている。

定義としては、自治会及び自治会を基盤とした校区コミュニティ組織、各種住民団体その他自らの地域を自らが良くすることを目的とし、一定の地域に住所を有する者が構成する団体としている。校区コミュニティ組織の詳細については後で説明する。

つまり、地縁（土地）による範囲におけるルール・信頼・情報の共有化を図ることにより「安全で安心な 住みよい まちづくり」を進めるものである。

地域コミュニティの 4 つの機能（8 ページ）としては、親睦機能、合意形成機能、計画・企画機能、サービスの提供者といった機能を有しており、久留米市以外の他自治体においても同様の機能を持っていると考える。

当市の地域コミュニティの概念を図で表すと 9 ページのようなものになる。

まず、最も小さな単位が「世帯（約 12 万 8000 世帯）」であり、概ねその 5 世帯から 15 世帯程度で構成される単位自治会の活動の基礎的なまとまりとして「隣組（約 8000 組）」がある。その隣組のいくつかの集合体により、一つの自治組織「自治会・区（約 670 自治会等）」を形成している。

ここからが、当市の特徴的な部分になるが、このいくつかの自治会が集まり、小学校の校区「小学校区（約 46 校区）」を単位とした組織を校区コミュニティ組織と呼んでおり、市内には小学校が 46 校あり、それぞれの校区にこのコミュニティ組織があり、久留米市を構成していることになる。

2 行政とコミュニティのかかわり方

行政にとって地域コミュニティは最大のパートナーということで、昨今、都市化やライフスタイル

の多様化の進展に伴う住民関係の希薄化、少子高齢化に伴う防災、防犯、交通安全、子育て等の地域の課題は増加傾向にある。

その中で、当市だけの問題ではないが、人員削減や財源不足の状況により行政の限界と資料には記載したが、行政や地域それぞれの対応だけでは地域課題の全てを解決することはできないことから、地域コミュニティと行政などが連携して地域の課題を解決していく新たな仕組みづくり、いわゆる協働による取組を掲げ、現在、進めているところである。

3 校区コミュニティ制度

(1) 久留米市の地域コミュニティの歴史

ここからが「校区コミュニティ制度」ということで本題である。

当市においては、昭和 42 年ごろから小学校区を単位としたコミュニティづくりが進められている。

なぜ、小学校区を単位としている理由であるが、小学校入学の段階でさまざまな組織が設立されるということもあるが、子どもから高齢者まで歩いて行ける小学校の通学区域程度が単位としては望ましいということで進めているところである。

次に、久留米市の地域コミュニティの歴史（15 ページ）についてであるが、昭和 42 年に社会教育法第 42 条の類似施設として民設民営の校区公民館を設置した。現在、市内には 46 小学校あるが、当時は、27 の小学校があり、その全てに校区公民館を設立していた。

昭和 47 年に 27 の校区公民館の連合組織として、校区公民館連合会が設立され、その後、昭和 61 年に以前からあった自治会において自治会連絡協議会が設立され、市が自治会に一定の支援を始めたのが、昭和 61 年からとなる。

平成 11 年にコミュニティ審議会からコミュニティ形成を通してのまちづくりをどうしていくのかということで、諮問し、答申を受け取った。

このことについて検討している最中に、平成 17 年に区長制度を行っていた 4 つの町（田主丸町・北野町・城島町・三潴町）と合併を行った。そして、平成 21 年に再度コミュニティ審議会から合併旧 4 町の今後のコミュニティのあり方と旧久留米市のコミュニティの推進を含めた諮問を行い、答申を受けたところである。

その後、既存の校区公民館連合会と自治会連絡協議会の解散が行われ、後述の校区コミュニティという組織に改編していくこととなるが、同時に旧 4 町の区長制度の廃止し、旧久留米市同様のコミュニティ組織を設立した経過がある。

平成 25 年にコミュニティ審議会を開催し、今後のコミュニティ組織の活性化及び協働の推進について諮問し、答申をいただき、校区まちづくり連絡協議会に全 46 校区が加入し、平成 26 年に合併した旧 4 町についてもコミュニティセンターと呼ばれる拠点施設を整備し、全ての校区で整備されることとなった。

(2) 校区公民館とは

先ほど申しあげました校区公民館についてですが、公民館とは社会教育法第 20 条で市町村その他一定区域内の住民のための社会教育の施設である。

通常あるものは公設の公民館（社会教育法第 21 条）ということで、久留米市の場合も 1 つだけはもともとあったが、それとは別に公民館類似施設ということで、社会教育法第 42 条において公

民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができるとされていることから、先に申し上げたとおり昭和 42 年に全ての小学校区に校区公民館を設置した経過がある。

校区公民館を設置する前段のながれであるが、民設民営という形であることから、まず、それぞれの小学校区の住民の方々に校区公民館振興会を立ち上げていただき、その振興会が公民館を設置した。

その校区公民館においては、館長・主事・事務員・臨時職員ということで、当時 27 校区あり、それぞれの校区公民館で昭和 42 年から平成 21 年までこのような体制をとっていた。

(3) 校区公民館と自治会

先ほど申し上げた昭和 61 年に設立された自治会連絡協議会（コミュニティづくりの担い手）と昭和 42 年に設置された校区公民館（社会教育施設／ひとづくり）の 2 つの組織が並存する状況が平成 21 年まで続いていた。

(4) 久留米市コミュニティ審議会

平成 7 年 7 月に校区公民館、自治会の方々など 23 名と行政が一緒になってコミュニティ審議会を開催した。

この中で、良好な地域社会の維持及び形成に関するコミュニティ組織とその活動の在り方について並びにまちづくり活動の活性化に果たすべき行政の役割についてという 2 点について諮問したところである。

そうした中で平成 8 年 11 月に行政情報伝達ルートの再構築に係る答申、平成 11 年 3 月にコミュニティ形成を通してのまちづくり推進に係る答申をいただいたところである。

(5) 行政情報伝達ルートの再構築

以前の流れは、市広報紙等は市からシルバー人材センターを通じ、市が委嘱する自治委員（報酬）を経由して世帯に配布される伝達ルートであった。

先述の審議会からの答申を受け、自治委員に直接配るのではなく、自治会組織に対し委託する手法に切り替えたことにより、自治会組織の中での分配が可能となった。

(6) 新たなコミュニティ

新たに校区コミュニティ振興会という組織を設置していただき、会長・事務局職員を配置し、さまざまな専門部会を設け、校区内の自治会や各種団体の連絡調整をする組織とした。

なお、今までもこのような部会は設置されていたが、以前は自治部会であれば自治部会のみ活動、生涯学習部会であれば生涯学習部会の活動といったことで、いわゆる縦割りの状況であったが、ネットワーク化を図り横の連携を強化することにした。

また、気軽に地区住民の方々が集まれる拠点施設を目指し、サロン機能を拡充することを目的に、公民館という名称から校区コミュニティセンターと呼び名も変更した。

(7) 久留米市の校区コミュニティ組織イメージ

基本的には民設民営で会長・事務局職員は地元で雇用していただき、人件費については校区で支払いを行い、市が補助金を支出するという形であり、そのような基本的なスタンスは以前と変わら

ない。

以前と大きく異なる部分は先ほど若干申し上げたが、公民館制度時には生涯福祉・社会教育ということで「ひとづくり機能」に特化していたが、「ひとづくり機能」から「まちづくり機能」へシフトしているところである。地元の声として、ひとづくりが疎かになっているのではないかという意見もある。

4 地域の特色ある取り組み

セーフコミュニティの取組は、地域・校区ごとというよりは久留米市全体としての取組である。

久留米市では、けがや事故等は原因を究明することで予防できるという理念のもとさまざまな団体と連携しながら安全・安心のまちづくりを進めており、平成 23 年から取り組んでおり、平成 25 年 12 月に国際認証を取得した。

福島県においては、郡山市がこの取組を進めており、今年度中に認証を取得すると伺っている。

特に重点的に取り組むとしている分野は、交通安全、子どもの安全、高齢者の安全、犯罪・暴力の予防、自殺予防及び防災の 6 つであり、市全体として取り組むということで、行政、校区コミュニティ組織、関係機関が実施主体となり進めている。

このセーフコミュニティを校区コミュニティ組織の連絡組織の重点事業として位置付け、特に防災の取組を強化することと進めていただいている。

その他の地域別（校区別）の特色ある取組については以下のとおり

(1) 防災（P27、P28）

ア 防災訓練

防災組織を設置してほとんどの校区で実施している。

イ 防災運動会

防災だけでは集まっていただけないということから校区運動会の種目に防災に関する種目を盛り込んで啓発している。

ウ 情報伝達訓練

概ね全校区で年 2 回実施している。セーフコミュニティ取得していることから全校区で取り組むこととしている。

エ 災害時要援護者名簿を活用した図上訓練

全校区で実施されている。

(2) 子育てサロン（P29）

一部校区で実施している。

(3) 子ども食堂（P30）

一部校区で実施している。

(4) 見守り活動（P31）

概ね全校区で実施している。また、今年度より校区において青色防犯パトロールを実施する体制が整えた場合、市でリース車両の貸し出しを行っている。

(5) 支え合いの取組み

ア 認知症サポート教室

セーフコミュニティの重点施策に位置付けられており、校区、小学校と連携しながら進めてい

る。

イ 子ども民生委員

一部校区で実施している。校区、小学校と連携しながら進めている。

ウ 健康づくり運動

概ね全校区で実施している（ラジオ体操など）。

エ ふれあい弁当作り

概ね全校区で実施している。

(6) イベント

概ね全校区で実施している（夏祭り・運動会・ウォーキング・文化祭）。

5 地域コミュニティ組織への市の主な支援

(1) 校区コミュニティ組織運営費補助金

財政面の支援であるが、校区コミュニティ組織運営費補助金ということで校区コミュニティ組織に対し、運営費の一部を助成するもので、平成 29 年度は約 5 億 3,000 万円の補助をしている。

その中で最も多い経費は、人件費（事務局長 1 名、事務員 2 名）である。会長については、常勤でないので目安としては 1 校区当たり 80 万 6,000 円となっている。

(2) 校区コミュニティセンター等建築補助金

次に、校区コミュニティセンター等建築補助金ということで、今年度においては約 9,200 万円を予算計上している。

校区コミュニティセンターや自治会等が設置する自治会集会所といった校区の一つ下の構成の自治会についても補助をしている。

【補助対象となる工事】

①新築工事 ②増築工事 ③修繕工事 ④模様替え工事等

【補助率等】

校区コミュニティセンター 補助率 5 分の 5（限度額あり）

自治会集会所 補助率 3 分の 2

(3) まちづくり推進事業費補助金

次に、まちづくり推進事業費補助金ということで、今年度においては約 2,500 万円を予算計上している。

これは、市民自らが行うまちづくり事業（自治会等が実施する自治活動の活性化・自治意識の高揚）を支援している。

【補助対象となる事業】

①祭り等実施費用 ②掲示板等設置費用 ③広報用備品購入費用

④文化スポーツ用備品購入費 ⑤自主防災用器材購入費用

⑥法人格取得に関する費用

【補助率等】

校 区 ／ 上記①と⑥ 補助率 2 分の 1（限度額 20 万円）

自治会 / 上記①～⑥ 補助率 2分の1（限度額 10 万円）

(4) キラリ輝く市民活動活性化補助金

次に、キラリ輝く市民活動活性化補助金ということであるが、先ほどセーフコミュニティということで久留米市が取り組んでいると申し上げたが、これは市長が進めたいと考えている事業であり、今年度においては約 5,000 万円を予算計上しており、市民の広域的な活動を支援する補助金となっている。

【事業のテーマ】

- ①地域でできる思いやり活動（福祉）
- ②地域でできる安全安心活動（防犯）
- ③地域でできる持続的な賑わい活動（観光）

【対象】

- ①地域コミュニティ組織（校区コミュニティ組織、自治会等）
- ②市民公益活動団体（NPO など）
- ③上記に①及び②により構成された団体

【補助額】

- ・活動推進部門 1 万円～30 万円（自治会単独で行うもの）
- ・協働推進部門 30 万円

6 地域コミュニティの現状・課題と今後の考え方

(1) 地域コミュニティの現状

情報共有・連携協力の推進ということで、校区内での会議の自治会・各種団体の長が出席することで、情報の交換及び共有が図られ、校区内での合意形成が円滑になり各組織の連携協力が深まると考えている。

校区で発行する広報紙に、各自治体や各種住民団体の情報が掲載され、効果的な地域情報の発信につながると考えている。

全 46 校区コミュニティの会長が集まる「まちづくり連絡協議会（まち連）」の場において新たに始められた活動の事例、組織運営上の課題解決事例などの情報の共有化が進んでいると考えている。

さまざまなまちづくり活動の広がりということで、先ほど申し上げた校区コミュニティ組織の再編前は「ひとづくり」事業が中心であったが、再編後については地域の課題を解決するための「まちづくり」事業の取組が広がってきている状況であり、子ども食堂、子どもの学習支援、定住促進、地域活性化の取組等、新たな地域課題に対しての自ら実践する取組も始まっている。また、一部の校区での新しい取組が他の校区へも徐々に拡大している。

(2) 地域コミュニティの主な課題

課題としては、自治会の加入率（74.8%）の減少傾向であること、役員のなり手不足していること、一部の地域においては高齢化や過疎化で組織維持が困難であること、運営や決定方法に関するトラブルということで、校区コミュニティにおいてはあまり聞かれないが、自治会等においては規約等がしっかりしていないことなどから情報公開の問題や会計が不明瞭であるとの意見がある。

(3) 地域コミュニティ活性化に向けて

より多くの住民の参加・参画を促すための仕掛けが必要であり、転入者、未加入者への丁寧な説明、会費などの公表（特に自治会）、マンネリ化しないような子どもや若者目線での活動内容の見直しをすることが必要であると考えます。

また、特に力を入れているのは人材の育成・発掘であり、若者や女性に活動の企画段階からの参加を依頼している。中には実際に女性（妻）の方が活動をされているが、名簿には男性（夫）の名前で登録されているといった実態があることから積極的に氏名を出して参画していただきたいと考えている。

その他、NPO団体との校区との間で考え方が理解されにくい部分があることから、お互いの活動の情報の共有化を図るため、交流を深めていく必要があると考えている。

● 久留米市校区まちづくり連絡協議会

久留米市校区まちづくり連絡協議会は、全 46 校区の連絡協議体制の組織である。

事務局が久留米市役所の中にあり、事務局長 1 名と事務員 1 名の体制である。協議会自体は全 46 校区の会長の集まりであり、総会、理事会などが定期的開催されており、理事会については毎月全 46 校区の会長が集まり開催されている。部会としては、地域連絡部会・市民学習部会などがある。

● セーフコミュニティの取組み【DVD視聴 省略 15：25～15：35】

質 疑 応 答（要点筆記）

- 小林委員：校区コミュニティの取組の中で、防災組織の取組の説明があったが、自治会ではなく、校区で取組まれた理由は何かあるのか。
- 古賀課長：防災の取組についてであるが、自主防災組織を各校区に設置してくださいということで当市の防災対策課よりお願いしている状況である。
- 実際、校区で設置しているところもあるが、校区の下の自治会で独自に設置しているところもある。
- なお、先ほどのまちづくり推進事業費補助金ということでご説明申し上げたが、防災の備品を購入や研修も補助金の対象としているところである。
- 小林委員：市としては校区ごとに自主防災組織を結成して取組をしていただきたいということをお願いしているが、校区の下の自治会組織において結成されているところもあるとのことであるが、補助金の自主防災組織への限度額は決まっているのか。
- 古賀課長：校区の場合は 20 万円、自治会の場合は 10 万円までである。例えば、校区で祭り、運動会、防災活動等を開催する場合、各校区で一つずつになる。
- 小さな自治会などは防災の関係で申請される場合もあるが、校区で祭りを実施すると数百万円の経費がかかり、この補助金の補助率が 2 分の 1 で 20 万円が限度額となっていることから、防災関係ではなく祭りでの申請をされる校区がほとんどである。
- 熊本地震が 1 年前に発生し、久留米市でも震度 5 強を観測したことから防災に対する意識が高まり、今年の 6 月に校区のまちづくり組織の代表者と行政とで、防災の検討組織を設置し、地震・台風等が天災に見舞われた際の避難する場所として各校区コミュニティセンターを避難所としている。
- 小林委員：防災に対する市民の意識は、この資料を見ても高くなっていることは理解できるが、防災関係の事業において参加者が 2.3 倍に増え、全体としても効果を感じることができるとのことであるが、地域住民の理解が深まっているためであることは理解できるが、この理解が深まった大きな要因は何か。
- 古賀課長：やはり先ほど申し上げたとおり身近ところで大きな地震があったということであると考え。
- 年配の方などは、昭和 28 年に市内を流れる筑後川が決壊し、大きな被害をもたらしたということを記憶しており、先月（7 月）の九州北部豪雨で市の山間部のがけ崩れの発生などがあったこと、また、平成 27 年の茨城県の鬼怒川の決壊により甚大な被害をもたらしたことなどから防災に対する意識が高まっていると考える。
- また、市としてセーフコミュニティを推進していることも意識の高まりの一つの要因であると考え。
- 佐原委員：ライフスタイルの多様化により、近年、地域活動への住民意識の希薄化などが進行していると言われているが、これらに対するどのような抑制・対策をしているのか。
- 古賀課長：先ほど申し上げた祭りなどの補助をしていると申し上げたが、このような祭りや運動会などに対して継続して補助している理由は、これらの活動を通じて住民間での交流を図っていただくためにしているものである。
- 情報伝達について先ほど広報の配送を地域に委託しているという説明を申し上げ

たが、高齢化していることからやめてはどうかという意見も議会からも出ている反面、先ほど申し上げたが自治会の加入率が75%であり、未加入の残り25%の方には市の広報が届かないという状況であり、全世帯に配布すべきといった意見もある。

市としては自治会を通じて広報を配ることは、自治会長は自治委員へ配り、自治委員は各世帯へ配ることで、多少なりとも地域内の付き合いが円滑になることも一つの抑制策であると考えている。

当市と同様の制度をしていた九州の別の市での話であるが、自治会への加入率が50%になったことから、広報を市が直送する方法に切り替えたところ、さらに加入率が下がったという事例もあった。このようなことから市としては微力かもしれないが地域内のつながりを深めるということで祭りの補助や情報伝達を行っている。

佐原委員：平成25年にセーフコミュニティの国際認証の取得までのどのような手続きがあったのか。また、どのようなきっかけであったのか。

古賀課長：このセーフコミュニティの取組は、平成23年7月に市長が宣言し、取組が始まった。久留米市内のほとんどの団体が加入し、取り組まれるべきとのことからセーフコミュニティ推進協議会という組織を設立し、どのような取り組みを推進すべきかなどさまざまなことについて協議・検討された。

そして、国際認証ということで外国の審査員の方に審査を受け、平成25年に認証を取得したものである。ただし、認証した5年後に再認証を受ける必要性があることから再度30年度に再認証を受ける予定である。

長澤委員：人口規模によってまちづくりの単位はいろいろあると考える。資料中、地縁団体の認可に関することが記載されているが、地方自治法の第260条の2において地縁団体は一定の手続きにより、法人格を有し、不動産登記等ができる独立した団体であると思うので、市・行政として極力関わらないほうが好ましいという認識がある。

それぞれの地域によって呼び名は異なるが、例えばわれわれの地域では町内会と行政区がありその中に区長がいる。町内会というものが自治会とすると地縁団体の認可は法律に基づく行為であると考えてるので、これらについてはどのように考えているのか。

古賀課長：地縁団体の認可に関することということは、校区コミュニティ組織があると申し上げたが、この校区コミュニティ組織はあくまで任意団体であるので、認可等の扱いではなく市の登録だけである。例えば、校区コミュニティ組織自体のベースとなる自治会であるが、私のところの話を例に挙げれば7つの自治会で構成されており、この一つ一つの自治会に対しては、行政・私どもの地域コミュニティ課が地縁団体の認可という業務を担当しているというだけの話である。

長澤委員：資料中に、役員のなり手不足との記載があったが、私が居住する地区においても市内では比較的大きな地区になるが、その町内会の会長・役員などは本当になり手がいない状況であり、まちづくり協議会を立ち上げたときに誰にお願いするのかということが課題になると考える。

今でさえ町内会内でやらなくてはいけないことがたくさんあり、担い手がいない状況であり、さらに、まちづくりということで地域課題を取り上げて何かをしましょう

といったときに担い手を確保することはなかなか難しいと思うが、そのあたりのことについてお話を伺いたい。

古賀課長 : 21 ページ、22 ページをご覧ください。この役員と申し上げているのは 21 ページの部会等の役員、もしくは校区コミュニティ組織はさまざまな団体のネットワークの団体で組織されているが、22 ページの組織のイメージに記載されている構成団体の役員のなり手がいないということであり、校区コミュニティ組織の事務局長や会長のなり手がいないということではない。

長澤委員 : 地域課題は貴市と当市でも異なると思うが、このような地域課題に対するセーフコミュニティなどの組織には地域の中心組織・担い手はいるのか。

古賀課長 : セーフコミュニティはさまざまな分野を総合的に実施することになるので、このために新たな組織を立ち上げていただくものではなく、既存の組織において取組をしていただく意味合いが強いと考えている。

なお、新たに組織を作るとことはなるべく避けてほしいという意見もあることから、そのような既存の組織を生かした体制が好ましいと考えている。

長澤委員 : 具体的に見守り隊やサロンなど地域の課題としてあるということであるが、その活動を支える方々についてはある程度組織化されており、積極的にというか多くの方が関わっているという理解でよろしいか。

古賀課長 : 校区で、そのようなことに対しての活動が必要であるということで実施している。
例えば、防災に対して力を入れる、福祉に対して力を入れるなど、それぞれの校区により考え方が異なっており、子育てなどに力をいれている校区においては、サロン等を実施していると考ええる。

長澤委員 : セーフコミュニティの中のデートDVという言葉があるが、あまり聞きなれない言葉であるがどんなもので、事例などはあるのか。

古賀課長 : 事例はあると思う。デートDVというものは、例えば、高校生などが付き合っている中でDVの被害を受けるというものであり、それらをなくすためにどのような方法があるかを検討することなどが、このセーフコミュニティで取り組んでいく一つであるということで紹介しているものである。

セーフコミュニティを併せて説明しているため自治との関係がわかりにくいかもしれないが、セーフコミュニティはそれぞれの自治会等が行うことではなく、久留米市全体として実施するということになる。なお、デートDVについては自治会以外の団体がかかわってくるものもある。

齋藤委員 : 久留米市の地域コミュニティの歴史については、昭和 42 年からということで詳しく説明いただいたが、平成 17 年に合併した旧 4 町との関係であるが、平成 23 年に区長の委嘱を廃止し、新たに小学校単位の校区コミュニティを設立したということであるが、この設立時、旧 4 町のスムーズな制度の移行が図られたのか伺いたい。

古賀課長 : 市で委嘱しておりますので、区長報酬ということになるが、区長報酬として多いところは、数百万単位である。ただ、校区コミュニティの会長ですと 80 万 6,000 円となり、会長として残られる場合はよいかもしれないが、今までの自治会長ということになるとあくまでも任意団体なので、久留米市からの行政情報伝達の委託料として広

報を配布していただければ校区へ報酬が支払われるが、自治会長への報酬は市から公式なものとしてはないことになるので、そのあたりが一番大きなことではないかと思う。

齋藤委員 : 市民との連携ということでは、そのあたりはスムーズな移行ができたのか。

古賀課長 : 申し訳ございませんが、わたくしも当時別の課におりまして詳細にまでは把握していないのですが、合併した旧4町については、段階的に経過措置として財政的な支援をしながら実施したと思う。

もともと旧4町においてはコミュニティセンター等もなかったことから優先的に設置し、旧久留米市においては校区公民館として資金的にプールしていた部分があったが、合併した旧町においては、そのような資金が全くないといったところもあり、合併後、特別な支援を行った経過もある。

齋藤委員 : 合併して6年程度が経過していることから、現在は、旧4町においてもスムーズな運営が図られているという理解でよろしいか。

古賀課長 : 制度が変わっていることもあるので、スムーズでない部分もあると思うが、現在4つの総合支所があることから、そこと連携しながら少しずつ調整しているところである。

田中委員 : 地域コミュニティについては、大変参考にさせていただいた。久留米市の久留米緋(くるめかすり)は大変有名であるが、まちづくり上どのような位置付けで取り組まれているか、担当課ではないと思うが、わかればお教えていただきたい。

古賀課長 : お土産などでは籃胎漆器(らんたいしっき)というものもあるが、久留米緋は地場産の商品ということで、JR久留米駅内の地場産センター、道の駅などでも販売されている。

田中委員 : 産業としての以前のような伸びはないのか。

中山事務主査 : 産業として伸ばしていくのか、技術として保存していくのかということになるかと思うが、産業として伸ばすことが難しいということであれば、技術保存という文化財的なものとして進めるということで、商工部ではこれ以上の産業としての伸び代はなかなか難しいという考えを持っているようである。

渡部委員長 : 校区コミュニティという組織そのものは、指定管理者制度をとっているのか。

古賀課長 : 指定管理ではなく、民設民営の組織に市で補助金を支出しているものである。

渡部委員長 : 人件費等々あるかと思うが、実際の校区コミュニティの規模に対する人件費に対する補助は10分の10になるのか。

古賀課長 : 例えば、事務局長であれば、市の嘱託職員並みの金額と目安は決めている。人件費の半分を補助しているということではない。ただし、生活給などを検討して参入しているものではなく、あくまでもボランティア的な視点での支出をしている。

渡部委員長 : 校区コミュニティのための人材といわゆる公民館の生涯学習的な人材は、別になるのか。

古賀課長 : 基本的に公民館制度から校区コミュニティ制度へ移行しているので、極端に言えばその方が会長、事務員として残った経過はある。

- 渡部委員長 : 生涯学習に係る部分については、校区コミュニティと同じ組織の職員が事務局として担当されるということであると思うが、そうすると市で進めようとする生涯学習部分に係る人件費というのは応分にみる必要があると思うが、そのあたりの整理の仕方について伺いたい。
- 古賀課長 : 今までの公民館制度では、事務局長 1 名、事務局職員 1 名、臨時職員 1 名の体制であったものを事務局長 1 名と事務局職員 2 名ということで、一定は増員している状況である。なお、ご指摘のとおり業務量が増加したという声があることも事実である。
- 渡部委員長 : 校区コミュニティの規模はそれぞれ異なると思うが、規模の違いによる人材の配置の違いはあるのか。
- 古賀課長 : 市として補助は行っているが、人員の配置については、あくまで民設民営が基本であることから、会長、事務局長、事務員も地元で雇用・配置している。
- 渡部委員長 : 小規模校区もあれば、大規模校区もあるかと思うが、大きな校区コミュニティでは 3 人、4 人が必要となり、小さな校区コミュニティでは 2 人で間に合うというところもあると思う。
- 補助金の申請の過程で、適正な人員配置であるとどのように行政側で判断するのか。
- 古賀課長 : 基本的な市の考え方として、校区人口数によって人員数の差は設けないというスタンスである。校区人口数の大小はあるとしても、それぞれの事務自体は同様の事務であるためである。
- なお、差を設けている部分があるとすれば、先ほどの申し上げた行政情報伝達委託料（配布数の差があるため）の部分である。
- 人員数については先ほど申し上げたとおり会長 1 名、事務局長 1 名、事務局職員 2 名としている。校区によっては、事務局職員 1 名でよいというところもある。
- 渡部委員長 : 資料 40 ページの地域コミュニティの支援（キラリ輝く市民活動活性化補助金）ということで、5,000 万円と大きな額になっているが、事業のテーマを拝見すると具体例としてはなかなかわかりづらいテーマであると思うが、事業計画の立案などはどういった方が担当されているのか。
- 古賀課長 : 概要を掲載しているので、実際はもう少し具体的な記載となっている。地域の方々が地域でできる新たな活動をしていこうといったときに、そのきっかけとなる補助金（キラリ輝く市民活動活性化補助金）として創設したものである。
- 地域コミュニティ組織や市民活動団体がそのような補助金の申請を検討した場合、市で進める方向性と合致しているかなどいくつかの条件があるが、担当課の協働推進課と相談しながら進めることとなる。なお、予算規模が大きくなっている理由は、特に市長が力を入れている事業であるためである。
- 以前から自治会側から汎用性の高い補助金がほしいという要望もあり、補助金の性質上そういったことは難しく、目的に沿った形でしか支出できないことから、このキラリ輝く市民活動活性化補助金を創設し、新しい取り組みを行う場合に内容を審査して支出できるようにしたものである。
- 渡部委員長 : 当然、却下されないように事務部門と調整をしながら補助対象となるように組み立てると思いますが、実際の補助額は、10 分の 10 の補助額となるのか。

また、校区コミュニティではこのような補助申請をするに当たり誰が、中心的な役割で事業計画等を立てているのか。

古賀課長 : 校区の会長名又は自治会の会長名で申請いただく形になる。補助率は10分の10の100%である。

渡部委員長 : 額も大きく、目玉の事業であることから、多くの申請があることを行政側でも期待していると思いますが、それぞれの校区の会長だけの考えで事業計画を立てることは困難であると思うが、校区コミュニティの事務局が事業計画の策定に当たってどの程度介入をするのか。また、事業計画を立てられる会議体などがあるのか。

古賀課長 : 各校区コミュニティ組織の中には、補助金の趣旨に沿うような活動をされている各種団体があることから、それらの団体が中心となって事業計画を策定し、校区の取組として申請していると思われる。

校区事務局の関わりについては、事業計画に参画する校区事務局もあるが、そうでない校区事務局もある。校区事務局の関わり方としては、市で強制しているものでないことから、一律とはなっていない。

佐藤委員 : 均衡あるコミュニティ組織が好ましいと思うことから、校区コミュニティとの連携・調整に係る本庁・総合支所との関係性について伺いたい。

古賀課長 : 46校区の会長が集まる会議では、総合支所も参加している。基本的に旧久留米市分については本庁、旧4町分については総合支所ということで連携しており、総合支所で調整できないような案件は本庁で行っている。

なお、予算は、総合支所でもっていないことから本庁で管理している。

佐藤委員 : 総合支所にコミュニティ課がないと思うが、どのような課が担当しているのか。

古賀課長 : 総合支所の中にコミュニティの関係を担当している地域振興課という課があり、校区で課題等が発生した場合は、まず、この地域振興課が対応することになる。

佐藤副委員長 : (御礼のあいさつ)

閉 会【15:40～16:25】

山口県下関市行政視察記録

1 視察日時・場所

平成 29 年 8 月 9 日（水） 午後 1 時 00 分～午後 2 時 55 分まで

下関市役所本庁舎新館 8 階 第 1 委員会室

2 応対者

下関市議会事務局 次長 上田 功 氏

〃 議事課 主任 三浦 大二郎 氏

下関市まちづくり推進部 まちづくり支援課 課長 安田 成興 氏

〃 課長補佐 山田 哲也 氏

3 視察項目（事前質問） 「住民自治によるまちづくりについて」

- (1) 住民自治によるまちづくりの取組概要について
- (2) 中学校区を単位としたまちづくり協議会の経緯・経過について
- (3) 自治会、市民活動団体（NPO 等）、まちづくり協議会並びに地区公民館のそれぞれの役割及び連携体制について
- (4) まちづくり協議会の特色ある取組事例について
- (5) 住民自治によるまちづくりの推進に関する財政支援及び人的支援について
（下関地域サポート職員制度含む。）
- (6) 住民自治によるまちづくりの推進における今後の展望及び課題について

4 視察記録

- | | | |
|--------------------|---------------|--------------|
| (1) 下関市議会事務局 | 三浦 大二郎 氏（司 会） | ／13：00 |
| (2) 〃 | 上田 功 氏（あいさつ） | ／13：00～13：09 |
| (3) 喜多方市議会総務常任委員長 | 渡部 信夫 （あいさつ） | ／13：09～13：12 |
| (4) 下関市まちづくり支援課 | 安田 成興 氏（講 師） | ／13：12～14：08 |
| (5) 質疑応答 | | ／14：08～14：55 |
| (6) 喜多方市議会総務常任副委員長 | 佐藤 忠孝 （御 礼） | ／14：55 |

【研修資料：住民自治によるまちづくりについて】

- 資料1 地域内分権の推進に向けた取組の経緯について
資料2 地域内分権の取組について
資料2－1 総合支所に対する事務委任規則
資料3 下関市における「まちづくり協議会」設立の経緯
資料4 下関市まちづくり交付金制度の概要について
資料5 下関地域サポート職員制度実施要綱
資料6 住民自治によるまちづくりについて
追加資料1 平成28年度まちづくり協議会の活動状況（抜粋）
追加資料2 「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について

【手引き・計画書等】

- | | |
|------------------------------------|----------|
| ※1 下関市まちづくり交付金 事務の手引き（概要版） | ／ 冊子 |
| ※2 下関市における地域内分権の推進方向（住民自治によるまちづくり） | ／ 冊子 |
| ※3 下関市住民自治によるまちづくり推進計画 | ／ 冊子 |
| ※4 まちづくり協議会（カラー） | ／ リーフレット |
| ※5 住民自治によるまちづくりの概要 | ／ リーフレット |

追加資料の説明

説明に入る前に、事前の質問事項の4番目「まちづくり協議会の特色ある取組事例について」についてのご質問いただいていたことから、追加資料で「平成28年度まちづくり協議会の活動状況（抜粋）」という資料を添付させていただいた（後で詳細説明あり）。

また、「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について」という資料であるが、この下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例を制定の際、パブリックコメントを実施したことから、その結果について添付した。

1 地域内分権の推進に向けた取組の経緯について【資料1】

初めに当市の住民自治によるまちづくりの取組は、地域内分権の推進に向けた取組でから始まっている。平成17年2月に1市4町が合併したが、その後、旧4町の権限がなくなってしまったといわれており、前市長がこの地域内分権の推進を掲げ、平成21年3月に当選した経過がある。

翌年の平成22年4月に総合政策部の中に旧4町の権限強化を図る目的で、地域内分権を推進する地域支援課を設置し、平成25年に「下関市における地域内分権の推進方向（住民自治によるまちづくり）」（※2 以下「推進方向資料」という。）を策定した。

この「推進方向資料」は、地域内分権がどのようなものかを周知するために、この冊子が作成された。

特に「推進方向資料」の3ページに、地域内分権ということで、地域内分権を大きく2つに分けており、1つは広域化した行政における本庁の権限を総合支所にも与える行政内分権という仕組み、も

う1つは地域の方々にまちづくり組織を設立いただき、市が財政・人的支援を行う形の地域分権に取り組む仕組みで、この2つをもって地域内分権を進めることになった。

2 地域内分権（行政内分権）の取組について

(1) 行政内分権について【資料2】

資料2をご覧ください。行政内分権については、先ほど申し上げたとおり総合支所に権限を与えるということで、当市には4つの総合支所があり、地域政策課、市民政策課、農林水産課（農林課）、建設課等の課を設置している。

同資料中、2の予算枠の確保についてであるが、当時の市長が平成21年に就任して1年間、行政内分権はどういったことか調査し、その方策を提案したのが平成22年となる。

その方策は、総合支所費を設けるということであった。平成17年の合併後5年間は、総合支所は本庁から再配当を受けて予算を執行する権限はあったが、予算を要求する権限はなかった。

このことから新たに総合支所費を設け、平成22年から総合支所が独自に総合支所費として予算要求する権限を与えた。その業務内容としては庁舎維持管理業務、支所維持管理業務などがあり、平成23年度からは総務管理業務とコミュニティづくり推進業務が加えられた。

同資料中、3の事務委任であるが、(1)～(5)の契約締結権等について拡充し、平成22年に総合支所長に事務委任できる規則（資料2-1参照）を制定した。

同資料中、4の職の新設であるが、合併直後には総合支所には次長という職があったが、その後なくなってしまっていたが、平成22年度から再度次長という職を設置し、地域振興監（教育委員会参事兼任）という職を付与して、総合支所内の広聴や住民活動の支援に関することを特命業務として取り組んでいるところである。また、各総合支所にも教育委員会があることから教育委員会の参事も兼任している。

同資料中、5の課の新設ということで、先ほど申し上げた本庁の総合政策部に地域支援課を新設し、平成27年度からまちづくり推進部まちづくり支援課を新設した。

(2) 住民自治による地域分権について

「住民自治によるまちづくり」いわゆる住民自治による地域分権を進めるということで、根拠条例の制定に向け、平成26年9月に議会へ上程し、平成27年1月1日から施行された。

また、条例施行に併せて「住民自治によるまちづくりの推進計画」（※3）を策定し、市民の皆様に周知・説明を行った。

平成17年の合併当時から旧4町には地域審議会があり、概ね10年の設置期間いた。平成27年3月の廃止に伴い、住民自治のまちづくりを推進するため、平成27年4月にまちづくり推進部まちづくり支援課及び地域サポート室を設置し、各地区においてまちづくり協議会の設立に向けた本格的な取組・支援が始まった。

3 下関市における「まちづくり協議会」設立の経緯について【資料3】

資料3は、下関市のまちづくり協議会の経緯についてまとめたものであり、この「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」（※3 以下「推進計画」という。）を用いてご説明申し上げます。

先ほど条例と併せて策定したということでご説明申し上げたが、その取組の経過については推進計画の18ページに計画が策定されるまでの取組をまとめている。

平成24年2月27日、地域内分権推進連絡会議ということで庁内に部長級の会議体を設置した。

なお、推進方向の検討を目的に、同年 6 月から「タウンミーティング」を中学校区（市内 22 地区）で開催し、地域内分権（行政内分権・住民自治によるまちづくり）について市民の方々の意見を聴取した。

このタウンミーティングを「まちづくり集会」という名称に変更し、平成 25 年 9 月 15 日から同年 10 月 20 日の期間で、同様の中学校区（市内 22 地区）において市長参加のもと実施した。

また、啓発活動として、平成 26 年 2 月 15 日に「しものせき元気が出るまちづくりセミナー」なども実施している。

平成 26 年 4 月に条例制定に向けて下関市住民自治によるまちづくり懇談会を設置し、その後 3 回（第 1 回 4/30 第 2 回 5/28 第 3 回 6/19 第 4 回 7/30）にわたり実施され、同資料 25 ページにこの懇談会の開催状況の詳細をまとめたものを掲載している。その中でパブリックコメントの意見・市の考え方については、冒頭に追加資料としてお配りしたものである。

平成 26 年度においても継続してまちづくり集会を開催（開催状況詳細／28～34 ページ パブリックコメント詳細／34～38 ページ）し、記載に市内 17 地区となっているが、中学校区は 22 地区と先に申し上げたが、旧豊浦地区管内においては 2 校区あるが、まちづくり協議会を設立するには豊浦町で 1 つにすべきであるとの意見があったことから、2 校区で 1 つのまちづくり協議会とした経過がある。このようなことで現在の校区数の 17 地区となっている。

リーフレット（※ 4）を開いた右上に、各地区のまちづくり協議会の取組というタイトルで、そこに市内 17 地区の地図が記載されており、地区名の下に括弧書きが、中学校名になっている。

今ほど申し上げたとおり、豊浦地区であれば、夢が丘中学校と豊洋中学校がある。基本的に中学校区とは申し上げているが、まちづくり協議会を設立するにあっては豊浦町においては 1 つのほうが好ましいとのことから 2 校区で 1 つのまちづくり協議会（同様の形態のまちづくり協議会／5 地区）となっている。

21 ページ、22 ページに平成 26 年 9 月に公布（平成 27 年 1 月 1 日施行）した「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」を掲載している。また、併せてこの「まちづくり推進計画」も策定している。

事前質問の中に、「中学校区の経緯・経過について」という質問があったことから説明を加えるが、推進計画 4 ページのまちづくりの地区設定であるが、まちづくり協議会の地区は、自治連合会のまとまりを基底とした概ね中学校区（22）を想定していたが、まちづくり協議会は任意の組織であり、また、従来からの広域的なつながりもあるため、地区の皆さんと市と一緒に話し合い、活動しやすい地区を設定することができることから 2 つの校区で 1 つのまちづくり協議会としたところである。当時の自治会連合会として 66 地区ある連合会長を中心に地域の方々と協議しながら決定していった経緯がある。

4 まちづくり協議会への支援体制の整備について

(1) 地域サポート職員制度

推進計画 10 ページ、まちづくり協議会への支援体制の整備ということで、(1) 地域サポート職員制度については「資料 5 下関地域サポート職員制度実施要綱」に基づき平成 27 年の 4 月から設置しており、次ページにサポート職員の名簿を添付している。

サポート職員は、現在、全 17 地区に 17 名おり、1 地区当たりリーダーとサブリーダーをそれぞれ 1 名配置している。

備考欄に記載したが、市の再任用職員の方が6名、その他の11名の方についても市職員のOBであり、全員が市のOBで構成されている。平成27年の設置当時は、15名しかいなかったが再任用職員も増え、今年については17名の配置となった。

(2) 活動拠点

(2) 活動拠点であるが、資料6の1ページに活動拠点の事務所の位置が記載されており、そのほとんどが公民館となっている。なお、11ページに活動拠点一覧（公民館8 小学校3 生涯学習センター2 その他4）ということで掲載してある。その他の中で、カラトピアとあるがこの施設は市の普通財産の貸付を行っている貸部屋である。

(3) 財政支援

推進計画の11ページの(3) 財政支援についてであるが、当初以下の3つの補助金があった。

【平成27年度・平成28年度】

①設立支援 設立準備補助金…1地区15万円補助（会議費、チラシ代など H28完了）

②運営支援 運営補助金

③活動支援 活動支援補助金

↓ 平成29年度から②及び③について制度変更

【平成29年度】

下関市まちづくり交付金（資料4 下関市まちづくり交付金制度の概要について）

以前は、②と③を合算すると1地区平均が平均300万円であったが、平成29年度からまちづくり交付金という制度となり、1地区平均が580万円となった。（予算額：9,800万円 17地区分）

以前は、補助金ごとに申請や実績報告をしなければならないといったことや補助金間での流用等ができないことなどから見直しが行われ、平成29年度から交付金という形で増額を含め拡充した。

今年から始まった交付金制度であり、今後、評価・検証できるようなシステムを構築していかなければならないと考えている。

(4) 人材育成

推進計画の12ページの(4) 人材育成についてであるが、地区内と行政内の人材育成があり、地区内の人材育成については、交付金を使ってまちづくりに関する研修会や視察などができるが、市の制度としても外部人材派遣制度というものを確立している。これは大学教授やまちづくりに関する実践者を市外・県外から招いてまちづくりの研修会をする場合、講師の謝金や交通費などについて市が負担するというものである。

行政内の人材育成については、市の職員を対象にまちづくり研修会（住民自治によるまちづくり制度）を実施しており、1回当たり約200人が参加しており、去年までの延べ人数は約2,600人となっている。

5 啓発用の配布物等

平成26年の条例を制定の際、「住民自治によるまちづくりの概要」（※5）のリーフレットを、平成27年のまちづくり協議会の設立時期に合せて「まちづくり協議会」（※4）のリーフレットを全世

帯に配布した。

また、平成 29 年度から始まったまちづくり交付金制度に伴い、まちづくり協議会の皆様に対して「下関市まちづくり交付金 事務の手引き（概要版）」（※ 1）を配布している。

なお、手引きについては、わかり易い形にするため Q & A 方式で作成している。

6 事前質問の回答について

事前質問 3 の「自治会、市民活動団体（NPO 等）、まちづくり協議会並びに地区公民館のそれぞれの役割及び連携体制について」であるが、資料 6 を見ていただけるとまちづくり協議会は、さまざまな団体（自治会、民生委員、スポーツ指導員、PTA、女性団体など）で構成されているが、中心的な団体は自治会であり、その役員が中心になって進めているようである。

運営委員会を月 1 回、活動拠点の公民館等で開催しており、連携が図られていると考える。

事前質問 4 の「まちづくり協議会の特色ある取組事例について」であるが、追加資料 1 「平成 28 年度まちづくり協議会の活動状況（抜粋）」をご覧ください。

各地区の取組活動が記載されているが、主に防災関係の活動（図上訓練・講習会など）、高齢者問題に係る活動（認知症サポーターの養成講座・徘徊訓練など）が地域課題として捉えられていると考えられる。

特色ある活動は、安岡地区の「復活！盆踊り大会」であり、この取組としては、一度は地域から盆踊りがなくなってしまったが、地域で再び復活させたいということで実現した取組であり、地区住民の方も非常によろこんでいた印象がある。

また、豊田地区などは、地域外の女性・男性を集めて「“縁結び温泉” 恋の湯けむり大作戦」、「町コン “恋のみのる丘でとうふ作り”」など若者を対象としたイベントを実施しており、同様のイベントを豊浦地区などでも実施している。

事前質問 5 の「住民自治によるまちづくりの推進に関する財政支援及び人的支援について（下関地域サポート職員制度含む。）」については、先ほど説明させていただいた。

事前質問 6 の「住民自治によるまちづくりの推進における今後の展望及び課題について」については、先ほども触れたが、補助金が 1 地区平均当たり平均 300 万円であったものが、交付金となって 580 万円となり 2 倍に増えているが、その活動内容や人材が交付額に追い付いていないことが懸念されることから、平成 29 年度の実績を基に十分に検討し、見直しを図らなければならないと考えている。

今後の展望であるが、前市長が 8 年間にわたって推し進めていたこの住民自治の取組であるが、新市長においては、全ての事業についてゼロベースでの見直していくということで宣言していることから、財政的な支援やサポート職員の配置など見直しの対象となってくるのではないかと考えている。

質 疑 応 答（要点筆記）

小林委員 : 住民自治によるまちづくりについての取組を進めてきたということで、地域住民の方々の理解・意識はどのように変化したと感じているのか伺いたい。

安田課長 : 平成 27 年にまちづくり課やサポート職員が設置されて、地域の皆さんにまちづくり協議会という組織の必要性やその設置にあたり設立準備会から立ち上げる際、自治会連合会においては、自治会活動が忙しいのになぜそのような組織を立ち上げる必要があるのかなど、ご理解いただくのに非常に苦労した。

また、中学校のコミュニティスクールや青少年育成町民会議といった類似する組織体があることから、それ以外にまちづくり協議会を立ち上げ参加いただくといったことが非常に苦労した点である。

さまざまな団体が地域内においてネットワーク化を図り、それぞれの情報を共有し、地域全体で活動していくことが言葉では理解できても実際はなかなか難しいところがあると感じている。

下関市は、中心地域と中山間地域では考え方がまったく異なっており、みんなで協力して活動していきましょうという考え方は、中山間地域のほうが強い傾向がある。

先ほど事例を紹介した婚活のイベントや盆踊りを復活させる活動などは、豊浦地区や豊田地区といった中山間の地域であるが、そのような中山間地域においてはまちづくりの意識が高まってきていると感じている。中心部の地域では未だに理解をしていただけないところもある。

小林委員 : 中心部での取組が課題ということであったが、今後、中心部における住民自治のまちづくりを進めていく上で、中山間地域の成功事例などを取り入れるなど、どのような方向で進めようと考えているのか伺いたい。

安田課長 : サポート職員の連絡会議というものを毎月 1 回実施しており、その中で中心部のまちづくり協議会の地域の方々がほかの協議会は何をしているか教えてほしいという話もあり、17 地区の広報紙を全て集めて取組事例を配付するとか、イベントのチラシを集めて情報提供するなどサポート職員間での情報を共有し、要望があった際にはすぐに提供できる体制づくりを進めることで検討・協議している。

現在、17 地区中、11 地区でホームページを立ち上げている状況であり、残りの 6 地区も早めに立ち上げを行い、情報提供をしていくしかないと考えている。

その他、17 地区が一堂に会するまちづくりネットワーク会議というものがあり、これは、各地区の取組状況の報告や市に対する要望・意見などが話し合われる会議である。昨年は 1 回しか開催できなかったが、今年は 2 回ほど開催し、情報の共有化を図りたいと考えている。

また、まちづくりネットワーク会議の方を対象に「まちづくり研修会」というものも行っており、これは市が取り組む行政情報について説明しているもので、昨年は高齢者支援や健康づくりについて研修会を開催した。

佐原委員 : 再任用職員のサポート職員の場合、短時間勤務ということであるが、それ以外のサポート職員の勤務形態について伺いたい。

安田課長 : サポート職員の勤務形態は、今年から嘱託職員の勤務時間に変更になり、今年から

再任用職員・嘱託職員の場合も 1 日 6 時間勤務（9：00～16：00）となっている。

まちづくり協議会の会議は、土日や夜間が多いことから再任用は時間外勤務命令を
発し、時間外勤務をしている。嘱託の非常勤職員の場合、基本的に時間外勤務命令を
出すことができないので、時差出勤や振替で対応している。

佐原委員： サポート職員としての期間が長くなった場合、仕事に対しての意識が停滞すること
はないのか。

安田課長： 地区ごとにサポート職員 1 名、サブ職員 1 名を配置しているが、やはり協議会の活
動が活発なところは、役員会、運営委員会、部会にも出席しており、サポート職員も
非常に忙しいところもあるが、活発でない協議会などはサポート職員の出番もあまり
ないところもある。このことからサポート職員の全員が忙しく業務に追われていると
いうわけではないことから、職員の見直しも必要であるとは感じている。

佐藤副委員長： サポート職員の給料の金額はどのくらいなのか。

安田課長： 再任用の場合は決まっており、約 21 万円であったと思う。非常勤職員の場合は 14
万 3,000 円である。市役所の各課に配属されている通常の一般事務補助と比較して 1
万 8,000 円程度サポート職員が高かったと思う。

佐藤副委員長： 忙しいサポート職員とそうでないサポート職員では給料は異なるのか。

安田課長： 給料については 1 月当たりの額が決まっているので異なる。

佐藤副委員長： リーダーとサブリーダーの体制について伺いたい。

安田課長： サポート職員は、A 地区で主担当、B 地区で副担当のような体制になっており、基
本的には 2 名体制で会議等に参加し、例えば 1 人が会議の記録をとり、もう 1 人は写
真を撮るなどの役割分担をしながら勤務することとなる。

長澤委員： まちづくり交付金に対する各地区の活動を点数・評価・検証していくことが今後の
課題ということであったが、どのような想定をしているのか。

安田課長： 今年度の我々に与えられた課題であると考えている。例えば、まちづくり交付金を
交付してどのような成果があったかということである。私どもも他市の事例等を模索
しているところではあるが、その活動を通して地域の方々にどのような成果があった
かを見える化・点数評価をどのように示すことができるかということである。

例えば、まちづくり協議会が担う活動として、地域の皆さんに情報提供する活動、
高齢者福祉に関する活動、地域の環境に関する活動、地域の防災に関する活動など、
その他いろいろな活動を特化した活動のみを行うのではなく、さまざまな活動に幅広
く取り組んでいるかなどを点数で表せないか検討しているところである。

また、自己評価をしていただくことも考えている。

長澤委員： まちづくり推進計画 12 ページの人材育成であるが、大学等との連携したまちづく
りのポイントはどこにあるのか。

安田課長： ポイントになるかどうかかわからないが、大学との連携であるが、平成 26 年度から
下関市立大学に未来大学というものを設置した。

大学の中に地域創生センターがあり、一般市民を対象に未来大学ということで実施
したものであり、平成 25 年度から平成 27 年度まで「住民自治によるまちづくり」と

いう講座を設け、年間6講座ほど行っていた(40名/年×3年間=120名)。

ほかにも連携している大学があり、梅光学院大学、東和大学などである。大学においても地域との連携・結びつきという考え方を取り入れており、梅光学院大学の先生も生徒ともにまちづくりの活動をされている。

また、今年で最後になるが、総務省の地方自治研究機構という第三セクターのような位置付けになるが、地方自治体の課題等について昨年から市と共同で研究をしており、その委員会の委員長・副委員長などを梅光学院大学の先生にお願いしている。

平成25年度から平成27年度までは下関市立大学とさまざまな活動をしていたが、最近では梅光学院大学との連携が主となっている。

その他、外部人材派遣制度で、まちづくり計画の指導や地域の課題・活動のワークショップの進め方などの指導を東和大学の先生に依頼している。

このようなことでさまざまな活動を通じ、大学の先生と連携しながらまちづくりを進めているところである。

長澤委員 : 大学教授だけではなく、生徒も地域に入りながら課題解決に向けて進めるということとは実施しているのか。

安田課長 : 実例はある。下関の長府地区というところがあるが、観光史跡マップを作成するため梅光学院大学の先生と生徒がまちづくり協議会の方々と一緒にまちを歩き、観光史跡マップを作成した事例がある。

長澤委員 : 「下関市まちづくり交付金 事務の手引き(概要版)」(※1 以下「手引き」という。)の中の16ページに工事請負費とあるが、どのようなものを想定しているのか。

安田課長 : 手引きの7ページをご覧ください。7ページからまちづくり交付金制度を確立するための取扱方針を定めており、1つ目に食糧費、2つ目に視察研修費…6つ目に工事請負費(9ページ)…9つ目にその他となっている。始めに取扱方針を掲げている理由であるが、平成27年度、平成28年度は補助金であったが、使い勝手が悪い、事務手続きが面倒、規制が厳しいなどの意見・要望が多く出されたことから、1つ目(食糧費)から8つ目(繰越金、積立金)までを明確化した。

その中で工事請負費は、1件当たり50万円以下とし、20万円以上の工事については、事前に市と協議をしてほしいということにしており、内容としては、まちづくり協議会の構成員で直接施工が困難な工事を対象としており、記載のような防犯等設置工事、空き家改修工事…などとなっている。

以前の補助金制度時は工事請負費を補助対象外にしていたが、交付金制度を確立するに当たり工事請負費を対象として加えたところである。

渡部委員長 : 地域サポート職員の概要はわかった。まちづくり協議会の事務局の体制はどうなっているのか。

安田課長 : 基本的にサポート職員は、助言や支援は行うが事務局の業務をしてはいけないということになっている。

他市の事例などを見ると、公民館長、支所長が事務局長を兼ねるなど市の職員がまちづくり協議会の事務局の事務を担っているという例が多々あると思う。

しかし、当市では市の職員又はサポート職員が事務局の事務を担うことを禁止しており、これは市全体の方針としている。

会長、副会長、事務局長（一部 事務局次長）、会計（一部 副会計）を配置しており、事務員（週 2 回など）を雇用している。

事務員の賃金についてはまちづくり交付金の対象としているが、役員の賃金、報酬等は対象外としている。

渡部委員長 : 公民館職員とまちづくり協議会の事務局とは全く別物ということかと思うが、まちづくり協議会の事務局の雇用主は誰になるのか。

安田課長 : まちづくり協議会の会長になる。

渡部委員長 : 団体が雇用しているような形にはならないのか。

安田課長 : まちづくり協議会の会長になると思う。税務署にはまちづくり協議会の会長として届出をしている。

渡部委員長 : 賃金は何に基づいて決定されているのか。

安田課長 : 手引きの 8 ページに記載してあるが、1 時間当たり 900 円を上限に、1 日当たり 7 時間で 6,300 円を上限にしている。

平成 28 年度までは山口県の最低賃金を上限額と設定していたが、物すごく批判があったことから変更したもので、現在の 900 円の根拠は市の一般非常勤職員の 1 か月の単価が 7 時間勤務で 13 万円弱であり、1 時間当たり 920 円になることからこの一般非常勤職員を参考に算出している。時給 850 円の協議会もあるが、この手引きがあることもあり、ほとんどがこの金額を採用している。

渡部委員長 : ささまざまな事業を計画する際の立案等は誰が行うのか。まちづくり協議会が地域の事業計画を策定されるかと思うが、その計画を立案される母体はどこにあるのか。

安田課長 : 資料 6 「住民自治によるまちづくりについて」をご覧ください。

まちづくり協議会の概要が掲載されており、2 ページの中東地区を例に申し上げる
と設置部会のところに総務部会、健康・福祉部会…などが記載されている。基本的にはこの部会により事業計画予算を立案していると思う。

渡部委員長 : 事業立案については、行政経験のあるサポート職員は、このことについて助言等を行っているのか。

安田課長 : あると思うが、サポート職員は他協議会の事例をお示ししたりするぐらいで、具体的な企画立案等に関わっていないと思う。

齋藤委員 : 平成 27 年 9 月から平成 28 年 12 月までの間で、全 17 地区でまちづくり協議会の設立が完了しており、まちづくり支援課のご努力もあったと思うが、この短期間で全ての地区で設立するということは容易でないと思うが、何かポイントなどはあるのか。

安田課長 : 他市の事例をみると大体 1 年から 1 年半で実施しているようである。

本来、地域にどんな課題があり、それを地域の方々が共有し、どのような活動をしていかなければならないかということをまちづくり計画、活動計画を策定し、その計画の実行のためさまざまな団体の協力を得ながら実施しなければならないと思うが、下関市の場合は、そのような取組を後にして、まず組織を設立し、それから地域の課題を抽出する流れであった。

住民によるまちづくりが地域内分権を推し進めるものであり、それにより「住民自治によるまちづくり」を推進されるという前市長の考えのもと、市の重点施策にもなっていたことや「まちづくり集会」においては市長自らが出席し、市としてもサポー

ト職員の配置などの人的支援やさまざまな財政支援等を十分にするので早期に組織立ち上げてほしい、それには皆様の力が必要であると参加者の皆様に訴え続けたことが1年余りの短期間で進めることができた理由の一つと考えている。

佐藤副委員長：（御礼のあいさつ）

閉 会【15：40～16：25】

福岡県宗像市行政視察記録

1 視察日時・場所

平成 29 年 8 月 10 日（木） 午前 9 時 25 分～午前 11 時 00 分まで
宗像市役所 3 階 第 2 委員会室

2 応対者

宗像市議会	議長	花田 鷹人 氏
宗像市議会事務局	議事調査課 課長	柚木 寿義 氏
〃	議事調査課 主任主事	木梨 寛子 氏
宗像市市民協働環境部	コミュニティ協働推進課 課長	中野 晃浩 氏
〃	係長	平川 敏士 氏

3 視察項目（事前質問） 「地域コミュニティづくりについて」

- (1) 地域コミュニティの取組概要について
- (2) 地区公民館等から地域コミュニティへの組織形態の移行に係る経緯・経過等について
- (3) 自治会、市民活動団体（NPO等）並びにコミュニティ運営協議会のそれぞれの役割及び連携体制について
- (4) コミュニティ運営協議会の特色ある取組事例について
- (5) 地域コミュニティ及びまちづくりの推進に関する貴市の財政支援及び人的支援について
- (6) 地域コミュニティづくりの推進における今後の展望及び課題について

4 視察記録

- | | | |
|----------------------|----------------------------------|---------------------|
| (1) 宗像米市議会事務局 | 木梨 寛子 氏（司 会） | ／ 9 : 25～ |
| (2) 宗像市議会議長 | 花田 鷹人 氏（あいさつ） | ／ 9 : 25～ |
| (3) 喜多方市議会総務常任委員長 | 渡部 信夫（あいさつ） | ／ 9 : 27～ |
| (4) 宗像市地域コミュニティ協働推進課 | 平川 敏士 氏（講 師 主）
中野 晃浩 氏（講 師 副） | |
| ア 地域コミュニティづくり（DVD視聴） | | ／ 9 : 30 ～ 9 : 55 |
| イ 地域コミュニティづくり | | ／ 9 : 55 ～ 10 : 30 |
| (5) 質疑応答 | | ／ 10 : 30 ～ 11 : 00 |
| (6) 喜多方市議会総務常任副委員長 | 佐藤 忠孝（御 礼） | ／ 11 : 00 |

【研修資料目次：コミュニティづくりについて】

資料1 宗像市のコミュニティづくり	(冊子 ホッチキス止め資料)
(1) 市の概要	… P 1
(2) コミュニティ施策の概要	… P 1～P 2
(3) コミュニティ組織づくり	… P 3
(4) まちづくり計画の作成	… P 3
(5) コミュニティ・センターの整備	… P 4
(6) 権限・財源の移譲（地域分権）	… P 4
(7) コミュニティ協働推進課の職員体制	… P 5
(8) 各コミュニティ事務局での市職員の定例勤務日	… P 5
(9) 部構成について	… P 5
(10) 成果	… P 5
(11) 問題点・課題	… P 5
(12) 宗像市コミュニティ・マップ	… P 6
資料2 宗像市のコミュニティづくり	(パンフレット)
資料3 宗像市市民活動推進プラン	(リーフレット)
資料4 メイトム宗像	(冊子 2部 ホッチキス止め資料)
資料5 人づくりでまちづくり事業補助金ご案内	(リーフレット)
資料6 成果報告会	(冊子 ホッチキス止め資料)
資料7 ロープレ宗像	(リーフレット A3)
資料8 ローカル×デザインアカデミーむなかた 2017	(リーフレット)

○コミュニティづくり（DVD視聴 9：30～9：55）

「宗像市のコミュニティづくりの概要（平成27年3月作成）」 省略

1 宗像市のコミュニティづくり【資料1】

(1) 市の概要

初めに概要について説明させていただく、平成29年4月現在96,842人、7月末現在97,031人であるが、人口については、ほぼ横ばいである。地区によりばらつきはあるが、全体としての高齢化率は27.7%となっている。143の自治会があり、その加入率は76.6%である。コミュニティ地区数は12地区あり、概ね小学校を区域・校区としている。小学校は15校あり、離島の地島、大島にもそれぞれ小学校がある。

それぞれのコミュニティにおいては、コミュニティ・センターを設置しており、地域交流、生涯学習の場となっており、行政サービスの拠点としての役割を担っている。

職員数は、440人である。コミュニティ推進課は、13人で2係であり、コミュニティ係では1人当たり2地区×6人で12地区を担当している。

(2) コミュニティ施策の概要

次に、2ページをご覧ください。まず、コミュニティの沿革・経緯の中で、平成10年にコミュニティ関係部署を立ち上げ、平成12年に市内にモデル3地区に運営協議会を設立した。

その後、宗像市は市町村合併を段階的に2回しており、平成15年4月1日に玄海町と、平成17年3月28日に大島村と編入合併し、この大島地区も一つのコミュニティとなっている。

平成18年にまちづくり交付金制度を開始して、各種団体への補助金を廃止し、そこからコミュニティ・センターの施設整備、コミュニティ体制の整備を継続して行っていた。

コミュニティ施策については旧宗像市の時代から進めていたが、次のステップとして、各地区の条件・環境を整える段階ではなく、各地区での活動をどのように支援していくか、各地区の課題をどのように解決していくかといった成熟期に入っているという認識から平成27年に第2次コミュニティ基本構想・基本計画を策定した。

(3) コミュニティ組織づくり

次に3ページをご覧ください。3ページにはコミュニティの組織づくりについての説明を上段で記載している。

まずは、準備委員会を立ち上げであるが、各区の区長、各団体（シニアクラブ・子ども会・青少年指導員会など）の代表で準備委員会を設立し、運営協議会を設立に向けての協議を実施していただいた。運営協議会の設立は準備会の立ち上げから約1年から1年半かかる作業であることから、経験上、実際には2年から3年程度かかるのではないと思われる。

その後、資料中④の協議会の運営に関する部分であるが、先ほどのDVDの中でも申し上げたが、コミュニティ・センターを拠点とする指定管理を行っている。

コミュニティ運営協議会の役割は館の管理や貸館をしており、また、そこを拠点にしたまちづくり活動・コミュニティ活動を実施していただいている。

協議会については館の管理のほかに収入として、まちづくり交付金というものである。これまで各団体に差し上げていた補助金を統合し、地区ごとに交付金を割り振り差し上げている。

交付金は、一律ではなく人口・世帯数・面積などにより基本的な条件として、約1,000万ちょっと程度となり、指定管理料も大体そのぐらいであり、毎年、地区の財源として差し上げている。

コミュニティ・センターの貸館の利用料はコミュニティ・センターの収入となるが、その他、住民の方からの会費や各地区の各種団体で別に補助金をもらっているというようなことで財源を確保している。

次に資料中⑤の協議会に対する市の支援であるが、1つ目は、市の職員（コミュニティ推進課）が事務局に月に4日程度勤務し支援を行っている。実際、1人の職員が2地区担当していることから、月に8日程度協議会に出向いて、事務室で仕事をしている。

2つ目は、各種連絡、庁内調整、情報提供…。これはもちろん各地区からの問い合わせやコミュニティに関すること以外の多岐にわたる全般の質問や意見などを受け付けている。その他役員会・各種部会の会議・祭りの実行委員会の会議等にも出席している。

3つ目は、各地区に協議会長がいることから、2か月に1回会長会議ということで、市役所で定例の会議を開催している。そこでは、行政からの連絡事項やコミュニティの中で統一的な取り扱いをすること等の協議を諮る場となっている。

4つ目は、各地区に事務局長がおり、事務局にほぼ常駐の形で業務をされているが、月1回定例として会議を開催している。その他、事務局員・広報・会計・監査など各地区で共通した業務を行っていただいている方を対象に研修会を市主催で開催している。これがコミュニティづくりの補足になる。

(4) まちづくり計画の作成

こちらは、先ほどのDVDでも紹介あったが、各地区によって特性があり、今後、地区をどうしていきたいのか「まちづくり計画」という名称で地区ごとに作成いただき、その計画に基づき活動していただいている。市役所と地域の協働の作業となっている。

(5) コミュニティ・センターの整備

省略（コミュニティ・センターの整備完了ため）

(6) 権限・財源の移譲（地域分権）

省略（先ほど説明のため）

(7) コミュニティ協働推進課の職員体制

省略

(8) 各コミュニティ事務局での市職員の定例勤務日

省略

(9) 部会の構成

資料の5ページをご覧ください。コミュニティ運営協議会組織図であるが、一般的なものを記載しているが、このような組織（部会）を必ず設置しなければならないわけではない。部会等や名称が異なる協議会もある。

概ね取組・活動の内容といったものは、例示させていただいているところで動いているといったところである。

(10) 成果 及び (11) 問題点・課題

先ほども申し上げたが、各地区においてハード整備であるコミュニティ・センターの整備、運営協議会の設立等はほぼ終了している。

今後、この施設を活用しながら、どのような展開していくのかを考える時期となっているが、少子高齢化に伴い、各地区においても自治会などの小さな単位では、担い手の方々が減ってきている状況である。全国的な話ではあるが当市においてもこのことについては課題であると感じている。

担い手不足について地域の方々と担い手・人材を確保することができなくなるようであれば、市でも少ない人員でどう取り組むかということが課題であると考えている。

(12) 宗像市コミュニティ・マップ

省略

2 事前質問項目について

事前にいただいた質問事項についてご説明する。(関連性がある項目があることから順不同)

- (1) 地域コミュニティの取組概要について
今ほどのご説明のとおりである(省略)。

- (2) 地区公民館等から地域コミュニティへの組織形態の移行に係る経緯・経過等について
宗像市においては社会教育法上の公民館はなく(喜多方市は社会教育法上の公民館)、現在全てコミュニティ・センターへ移行している。

ご説明申し上げた資料の2ページ(経緯)のところになるが、平成12年のモデル3地区(自由ヶ丘、南郷、日の里)とあるが、この3地区の地区公民館をコミュニティ・センターへの目的替えを行った。

宗像市の中央公民館は平成12年時点では存続していたが、平成23年に廃止をした。それまでの間は、中央公民館を存続しながら、地区の公民館からコミュニティ・センターへ移行してきた経過がある。このことから、現在、社会教育法上の地区公民館はないということである。

- (4) コミュニティ運営協議会の特色ある取組事例について
具体的な取組事例はDVDに出てきたところであるが、後ほど事前質問事項(6)と関連して説明する。

- (5) 地域コミュニティ及びまちづくりの推進に関する貴市の財政支援及び人的支援について
人的支援については、先に申し上げたとおりである。

財政支援については、平成29年予算ベースで、まちづくり交付金として1億5,000万円強、コミュニティ・センターの指定委託として約1億2,000万円であり、コミュニティ施策に関わるものとしては約2億7,000万円となっている。

その他、公の施設(例. 東部観光拠点施設など)を整備し、この指定管理者も地区運営協議会(例. 赤間地区運営協議会)に指定し、各地区にプラスアルファの財源が出てきている状況もあることから、おそらく3億円を超える額がコミュニティにわたっているという認識である。

- (6) 地域コミュニティづくりの推進における今後の展望及び課題について

先ほど申し上げた(4)と関連するが、係長からも申し上げたが、平成12年にモデル3地区を指定し、この施策を推進してきたが、最初の10年間は運営を軌道に乗せる必要があることからコミュニティという仕組みを市民の方にご理解いただくため、浸透・定着させることを進めた。

現在も100%ご理解いただいているとは思わないが、概ねコミュニティとは何をするとところかということについてはある程度ご理解いただけたのではないかと考えている。

地域の課題として、例えば高齢化率が高い地区や現役世代の多い地区など地域特性がまちまちである。ある地区では高齢化向けの施策を、ある地区では子育ての施策を、ある地区では青少年の健全化の施策などを重点的に実施するということで、地域の課題もまちまちである。

このことからそれぞれの地区において地域の課題・問題点に沿った形でのコミュニティ運営協議会の活動をしていくことの必要性について協議会自身も気づき始めている。

DVDでもご覧いただいたが、各地区で夏祭りを実施しているが、担い手不足で開催できないということもあることから、今ほどお話しした地域課題に特化した形での解決をしていく方向になっ

ていくのではないかと考えている。

この辺については、市が主導で導いて行くということではなく、コミュニティ運営協議会自身が考え、地区ごとに喧々諤々議論しながら進んでいくべきではないかと考えている。

(3) 自治会、市民活動団体（NPO等）並びにコミュニティ運営協議会のそれぞれの役割及び連携体制について

質問事項の(3)に戻り市民活動団体についてご説明させていただく。宗像市市民活動推進プラン（資料3 以下「推進プラン」という。）ということで、宗像市のコミュニティ活動のみではなく、市民活動団体も熱心に活動していることからご説明させていただきたいと思う。

まず、この推進プランであるが、宗像市においてはこのような計画を策定しており、ここでご理解いただきたいのは、資料中央右側の市民活動の4つの主体ということで図（市民、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、大学・企業）があるが、同様の円で記載しているが、私どもの認識としてはコミュニティ運営協議会を中心にして市民活動団体も活動しており、協議会の存在が限りなく大きなものであり、協議会をなくして宗像市の市制自体が動かないというほどの役割を担っていると認識している。

宗像市の人口規模は9万6,000人であるが、福岡教育大学・日本赤十字九州看護大学・東海大学福岡短期大学と市内に3つの大学があり、若い大学生がいることからこの大学生もまちづくりに参加いただいていることが特徴の一つであると思います。

次に、「メイトム宗像」（資料4 ※ホームページの印刷）の資料があるが、コミュニティ施策の推進に当たりコミュニティ・センターを拠点施設として整備していると申し上げたが、市民活動の拠点施設である「メイトム宗像 市民活動交流館」を整備している。

資料中の2「市民活動・NPOボランティアセンター」ということで、市民活動の相談窓口を設け、基本的に土日以外、市役所の開庁時間と同じ時間でさまざまな相談業務を行っている。

また、次のページの3「宗像市ボランティアセンター」ということでボランティアの相談窓口も行っている。なお、市民団体の立ち上げの支援を行うために5「コーディネートスペース」、6「スモールオフィス」なども提供している。

次に、「人づくりでまちづくり事業補助金ご案内」（資料5 カラー）をご覧いただきたい。市民活動団体向けに補助金を準備している。

広域的な活動に対してご提案をいただき、採択を受けた団体には上限50万円、最長3年間ということで、補助金を交付している。原資は、まちづくり基金（約30億）であり、この運用益を活用している。

次に、「成果報告会」（資料6 冊子）の3ページをご覧いただきたい。

現在、3つのプロジェクトを進めており、「女性グループ活動型」、「遊休資源活用型」、「生業支援定住促進型」である。

初めに「岬のね〜ちゃん」という団体の活動であるが、宗像市には鐘崎漁港という西日本有数の漁獲高を誇る港があり、その漁師の奥様などで構成される団体である。

1次産業の漁業だけではなくなかなか厳しいことから、何かできないかということで、6次産業化に

取り組み始めた。まず、ワークショップを開催し、商品開発の協議・検討を進め、現在はさまざまなところに出店しているものである。

次に、遊休農地・農地活用プロジェクトということで、宗像大豆プロジェクトということで、遊休農地を借り、誰も農業を経験していない状況の中、市役所の若手職員や大学生にも参加いただき、自分たちで一から大豆を作り、できた大豆で醤油の商品開発をしたもので、「イタリアンバジル醤油」ということで、祭りや道の駅で販売されている。

次に、24 ページをご覧ください。地島から本土側を見た写真を載せているが、これは、響灘と玄界灘がぶつかるところが浅瀬になり、白波が立っていることが見てとれるかと思う。この浅瀬に良質のワカメができるが、作って売だけの1次産業では、買い叩かれて漁師の儲けが少なくなってしまうことから、このワカメをブランド化しようということで、実施したプロジェクトであり、以前は500 グラムを600 円で売っていたものが、100 グラムが540 円となった。

その他、「ロープレ宗像」（資料7 A3資料）ということで、これは久留米市の事業を真似した事業であり、地域素材・地域の資源、例えば歴史、食べ物、人等の魅力的なものが散らばっているので、それらを商品企画し、いわゆる観光型ではなく「人が喜ぶ」ということを主体に作った商品である。

余りたくさんの方々が集まると対応ができないが、概ね10 程度で行っており、去年は10 商品、今年は12 商品程度となっている。お客さんにも喜んでもらいたいが、主催者・スタッフサイドにもまちづくりに関わっているということを実感していただきたいという趣旨で実施している。

次に、「ローカル×デザインアカデミーむなかた 2017」（資料8）をご覧ください。

これは、担い手不足という話をしたが、当市においてはまちづくりに関わっていただける方々のほとんどが会社を退職した60代以上の方々でほとんどである。このことから、30代、40代の若い方々にもまちづくりを語っていただき、参加者にも刺激を受けてもらい、今後の宗像をどのようにしていくかワークショップを通じて考えて行こうということで実施しているものである。

質 疑 応 答（要点筆記）

- 小林委員 : 長期間にわたって地域コミュニティづくりを推進されている中で、最も苦勞したことは何か伺いたい。
- 中野課長 : わたくしは、平成 20 年から平成 25 年に担当係員として所属していたが、離島の担当で 3 年間離れて再度ここへ戻ってきた。
- わたくしが勤務する前の平成 17 年に行政区長制度の廃止をしている。これが最も苦勞したことであると思う。貴市の場合、市長が行政区長を委嘱していると思うが、それを委嘱しない形とし、コミュニティ運営協議会の会長が、自治会長、区長を委嘱するという仕組みに変わり、これにより区長報酬を「まちづくり交付金」の中を含めて各地区にお支払いすることとなった。この移行業務が、やはり抵抗というかいろいろあり最も苦勞したと聞いている。
- 宗像市の場合、当時、区長報酬は世帯数にもよるが、多くても 20 万円弱程度であったことから、まちづくり交付金に区長報酬分として概ね 7 割～8 割を保障して盛り込んでいる。
- ちなみに福岡県の筑紫地区は、ゼロが一桁多く 200 万円ということであり、当市のような組織に移行したいが、なかなか難しいということであった。
- 渡部委員長 : 関連するが、自治会の区長制度を廃止したということであったが、地区の要望について自治会ごとに要望書を区長名で提出されたと思うが、今は協議会が設立されたことから自治会からの要望書は挙がってこないということなるのか。
- 中野課長 : 相変わらず挙がってくる。以前同様に自治会長名で要望が出てくるが、地区全体にかかわる問題についてはコミュニティ運営協議会長名で出してもよいということにしている。
- 要望のとりまとめについては、私どものコミュニティ推進課で行い、担当する所管課に振り分けている。そしてその回答も、私どもを通じて自治会等へ回答をしている。
- 渡部委員長 : そうすると、従前の区長報酬の考え方は世帯数等が積算の基礎になっていたと思うが、コミュニティ運営協議会を通じての交付金に含めるとなると全市一律での区長報酬額の積算の基準というものはないということか。
- 中野課長 : 市としての基準としてはなくなったが、今までの宗像市の考え方を踏襲してコミュニティ運営協議会から各地区の自治会長に報酬が支払われている状況である。
- 端的に申し上げると区長報酬額は減額になったものの同様のルールで実施している。
- 渡部委員長 : 区長報酬額は減ったが、コミュニティ運営協議会から経由してお渡ししているということであるが、コミュニティ運営協議会ごとの計算の基礎・方法というものは同じということになるのか。
- 中野課長 : 基本的には同様である。しかし、必ずこのルールを踏襲しなければならないということではなく、まちづくり交付金の使い方として、8 種類のメニューは必ず実施いただくことにはなる。例えば、子育てに関すること、清掃活動に関すること等々あるが、どの事業に重点配分するかは各地区の裁量である。
- なお、自治会長報酬を下げることやその計算方法を変更することに対し、各地区の

合意のものに行われるものについて、市としては介入していない。

渡部委員長 : まちづくり基金に 30 億を積み立てていると伺ったが、積み上げの原資は、どのような性質のものか。

中野課長 : 前市長の時代に、人は財産であり要は人材であるということで、「ひとづくりでまちづくり」を提唱していたことから、合併等に出てきた財源を積み上げたものである。なお、現市長も前市長の基本路線を踏襲している。

渡部委員長 : モデル地区が 3 地区あり、そこから実施したということであったと思うが、実際にこの 3 地区で運営した当初の頃は、まちづくり交付金のような概念のものは盛り込まれていたのか。

中野課長 : 時系列で申し上げますと、モデル 3 地区設置が平成 12 年、まちづくり交付金の本格稼働が平成 17 年である。このことからモデル地区 3 地区のときには、まちづくり交付金の概念はまだ出てきていない。

おそらく、モデル地区等を検証した結果、補助金型がネックになっているという課題が出てきたため、その経緯を踏まえ補助金を廃止し、一括交付金で交付する流れになったと考える。

田中委員 : 説明の中で、3 つ大学があるということで、若者の発想などがまちづくりには重要であると考えますが、大学と市との関係性等について伺いたい。

中野課長 : 市内には 3 つの大学があり、総合大学ではなくいわゆる単科大学である。1 つ目は、福岡教育大学で教員を養成する大学である。先ほど DVD にも出てきたが、「寺子屋事業（子どもたちの学習支援）」にこの大学の学生に協力いただいている。いわゆる先生の卵として子どもたちの学習支援を行っており、これが代表的な事例である。

2 つ目は、日本赤十字九州国際看護大学で、看護師を養成する大学である。これも DVD で出てきたが、一部の地区の取組であるが大学の先生、学生含めて各地区の健康寿命の増進、いわゆる健康づくりの活動に関わっていただいている。なお、大学側からもさまざまな数字を集計・分析するため、地域（コミュニティ）に入らせてほしいとの申出があり、その結果を地区にフィードバックするということで現在連携して活動を行っている。

3 つ目の東海大学福岡短期大学は、残念ながら今年度で廃校が決まっており、こちらと市との具体的な取組は今のところない。

田中委員 : やはり大学との連携はまちづくりを推進するに当たり、その効果は大きいと考えているか。

中野課長 : 先ほどからまちづくりの担い手が 60 代以上の中心になっているというお話をさせていただいたが、大学生、特に女の子が入ってくると担い手の中心となっている年配の男性の方々は喜んで、まちづくりに取り組んでおり、そういった意味でも大変な貢献をいただいていると感じている。

長澤委員 : まちづくり交付金の関係と指定管理の関係で 2 億 7,000 万円、プラスアルファという表現をされたかと思うが、ほかにどのようなものがあるか。

中野課長 : 代表的なものとして、先ほど申し上げた宗像市の東部に赤間地区コミュニティ運営

協議会があり、宗像市東部観光拠点施設という公の施設を持っている。こちらの指定管理業務になっている。また、細かいことになると「こどもの居場所づくり事業」ということで、まちづくり交付金とは別に各地区と委託契約（年額 20 万円）をして子ども向けの事業をしていただき、支払っているものもある。

基本はまちづくり交付金であるが、それ以外のものも委託契約で個別に実施しているものもある。

長澤委員： 会費というお話があったが、これはどのような性質のものか伺いたい。

中野課長： まず、コミュニティ運営協議会は各地区全世帯が対象であり、これは規約で全員ということで定めている。会費と申し上げたのは、世帯負担金ということで標準的な額は世帯当たり年額 360 円である。なお、あくまで標準であり年額 720 円の協議会もある。

長澤委員： 部会の健康福祉ということで、高齢者福祉の事業で介護保険の関係も 6 期から 7 期に移行する時期になるが、地域での認知症や介護の関係について国の考え方も進んでいるが、然らばどのような受け皿を作るのかということで、ある程度の知識が必要になってくる。介護や要支援の関係も変わってきており、大きな担い手になっていくと思うが、その辺の取組についてはいかがか。

中野課長： 介護保険の制度も基本的には地域へという流れがあり、地域で担い手として明確にこういった仕組みが出来上がっているということは、現状としてはない。

先ほど申し上げた高齢化率の高い地区、具体的には市の東部の吉武地区の高齢化率が約 45% であり、吉武地区コミュニティ運営協議会ではこのことについて地域の課題として何とかしないといけないということで、現在、市立ではないが「緑風園」という未使用施設が地区内にあり、何とかそこを活用し、高齢者の方が自宅に引きこもらないような仕組みができないか相談にのっていただけないかということで、先日、第 1 回目の会議を実施し、動き始めたところである。

以前、この施設は宗像市の施設であったが、無償で譲渡し、今は運営されていない状況であり、ある法人の持ち物となっているが、持ち主から「ただで貸しますよ、水道光熱費も出してよいですよ」ということでお話しいただいているので、そこを活用して何か仕組みできないかと考えているところであり、各地区においても認知症のサポーター講座などを実施しているが、高齢者が自宅に引きこもらないような仕組みづくりを検討しているところである。

長澤委員： コミュニティセンターの新設やリニューアルということで記載されているが、当初のモデルの場合は公民館のような施設を核としているが、小学校単位という大きな規模となると広いスペースが必要となってくると思う。一般的に市の行政のあり方として建物行政といわれてしまうのではないかと思うが、そのあたりはどう整理しているのか。

中野課長： どの切り口の視点から見るかということもあるが、おっしゃられるように施設・ハード整備をしていることは事実である。基本的な原資は、先ほど申し上げたが、合併を 2 度していることから合併特例債を活用している。ほとんどが特例債であり自己財源は、ほとんど入っていない。

しかし、整備をしたからには維持管理をしていかなければならないということで、

当面喫緊の課題ではないが、現在 12 地区それぞれにコミュニティセンターが整備されているが、この 12 地区をそのまま存続させるのか、または、地区と地区を統合させるのか、建物が耐用年数を迎えたときに更新や建て替えをするのかなど、どのくらい先の課題かはわからないが、今後、議論していかなければならないと考えている。

渡部委員長 : 指定管理についてであるが、当然、指定管理の中には人件費が含まれると思うが、詳細を見ると事務局長 1 名は 3 分の 2 と満額でないことから、残りの 3 分の 1 の財源はどこから支出されるのか。

中野課長 : 残りの 3 分の 1 は、まちづくり交付金になる。
整理の方法であるがコミュニティセンターの管理業務、いわゆる館を管理する現場責任者として事務局長の 3 分の 2 を人件費とし、まちづくりの活動を担っているということで 3 分の 1 を人件費としている。

これは事務局長の役割が大きく 2 つあることから、このような整理になっている。

渡部委員長 : それぞれのコミュニティにおいて人口や世帯数の違いがあり、基本的には事務局長 1 名、事務局職員 1 名ということであるが、大きなコミュニティ協議会の場合、人員が不足するのではないかと考える。追加して職員を採用された場合、その分の人件費はどのように賄われるのか。

中野課長 : まちづくり交付金の人件費は固定であり、規模の大小にかかわらず同額が交付されている。規模の大きなコミュニティ協議会は、コミュニティセンターの利用料金収入も大きくなっており、この収入の中から人件費をみてくださというところが実情である。一番大きなところで年間の利用料金収入額が 600 万円、少ない離島などでは 10 万円程度となっている。

基本的に館の管理業務が忙しいところは、お客さんも多く、水揚げ量もあるということになる。

渡部委員長 : 公的な施設なので、我々からすると利用料収入が上がっていくことがなかなか理解できない。公の施設であり、水道光熱費に類する部分のわずかな部分であれば納得もできるが 600 万円もの収入が上がっているのは施設の利用形態はどのようなものになっているのか。

中野課長 : 600 万円のうちの 180 万円 (30%) が、手元に残ることになるが、残りの 70% は翌年の指定管理委託料を積算する時に市で収入として計上する形になり、それで指定管理料を積算しているような状況である。

渡部委員長 : 利用料収入とは、利用者が支払う料金のことか。

中野課長 : 利用料金収入とっているのは、お客さんは部屋代を支払い、利用料金収入というのは指定管理者の収入にしてよいという話である。

渡部委員長 : 例えば、講演会等を会費で行うといった考え方なのか。

平川係長 : おそらく渡部委員長がお尋ねになりたいことは、利用料をそれだけ稼げる内容のニーズがあるのかというお話かと思う。

基本的には、おそらく各公民館においても実施していると思うが、健康づくり講座、生きがいつくりの講座等による収入であり、コミュニティ自体が主催するものではなく、例えば、〇〇先生や〇〇会などがその場所を借りて、それは 12 地区 1 か所だけ

で実施するものではなく市内の〇〇地区で〇〇教室を毎月第〇曜日に開催しますといった活動が多く、当然、お客さんも多くなれば稼働率が高く、利用料も高くなるということである。

宗像市の公共施設の利用料については、最近の利用料の見直しをシビアに行っており、5年に一度利用料を見直しており、ペイするほどではないが他の自治体と比較すると高めの利用料の設定になっていると感じている。

中野課長 : 補足で、地区公民館では公民館主事の方が公民館でどのような事業をしようかと考え、その事業を主催し、受講者が来られ、基本的には無料であると思う。

当市の場合は、先ほど申し上げたとおり地区公民館がないことから、基本的に公民館主事も配置しない有料の地区コミュニティセンターという施設であり、各地区のコミュニティセンターにおいて主催する講座を何にするかなどを考え実施しているものもあり、市民の方が先生になって実施しているものもあります。

メイトム宗像市民活動交流館が紹介されている資料で「4 むなかた市民学習ネットワーク」と掲載があるが、これは30年以上続いているものである。

これの何が凝っているかという、受講者の方は1回500円で各種講座を受けられること、この講座の先生・講師も一般市民であること、また、この市民学習ネットワークの事務局の方が、講師の登録、受講者の募集やどこで〇〇教室を実施するかなどといったことまで、全て自分たちで考え運営（市からの委託料あり）しているところで、この市民学習ネットワークの講座もコミュニティセンターを利用しており、市の直営ではなく、地域の方々が考えられた講座をそれぞれのコミュニティセンターで実施しているという土壤があるということである。

渡部委員長 : 最後に、まちづくり交付金を交付するいくつかの項目があるとの説明であったが、例えば、お祭りの運営など地区ごとにさまざまな計画をもっていると思うが、食材の原材料、水道光熱費のガス代など、イベントに関連するものも10分の10の対象になるのか疑問がある。その際の査定はどのようにされているのか。

中野課長 : 資料A4縦の「宗像市のコミュニティづくり」の4ページ目をご覧ください。

真ん中あたりに「使途を限定しない“まちづくり交付金”として」ということで、吹き出しで①から⑧まで8種類ならべているが、この8種類は全て網羅して実施していただくことがルールになっている。こういった事業をする際の食材の原材料費、光熱水費の全てを対象としている（補助率 10分の10）。

なお、年度が終わった際に、まちづくり交付金の実績報告を提出していただき、その中で市のチェックをかけている。

ちなみに敬老会のお弁当などは使用してよいということにしているが、それ以外のお弁当は認めていない。食材については認めることとしている。

渡部委員長 : 原材料を使って収入を得るなどの販売目的をもって実施した場合、その収入はどのような会計処理になるのか。

中野課長 : 基本的に各地区に税理士が入ってもらっており、当然、売上分は計上し、経費分を差し引く形で、その原資としてまちづくり交付金を使うということについては、特段支障はないとしている。

佐藤副委員長　：　（御礼のあいさつ）

閉　　　　会【10：31～11：00】